

2020年10月14日
株式会社 山梨中央銀行

偽造キャッシュカード取引発生に伴う取引内容確認について

今般、山梨県内外のコンビニエンスストア等に設置されたATMにおきまして、お客さまの情報を不正に取得し、偽造されたキャッシュカードによるものと思われるアクセスが複数件確認されているとともに、一部において被害が発生しております。

10月14日現在で判明している事実をお知らせするとともに、今後、偽造キャッシュカードによる被害を防止するために下記の点にご注意ください。

記

1. 確認できた不正アクセスの状況（10月12日～10月14日 15時現在）
11名 16件
2. うち被害の発生状況
1件 50万円
3. お客さまへのお願い
速やかに通帳記入や残高照会を行い、お取引内容を確認してください。
※スマートフォンをご利用のお客さまは、スマホアプリ「Wallet+」などにより、通帳残高やお取引明細の確認ができますのでご活用ください。
4. 被害防止への対応
 - (1) 暗証番号の管理
 - ①生年月日、電話番号、車両のナンバー、連続する数字、自宅や勤務先の住所等、類推されやすい番号は暗証番号として使用しないでください。
なお、当行ATMでは暗証番号の変更が可能となっています。定期的に暗証番号を変更してください。
 - ②暗証番号をキャッシュカードに記入したり、暗証番号を書いたメモ等をキャッシュカードと一緒に保管・携帯することはしないでください。
 - (2) 生体認証機能付ICキャッシュカードを推奨
偽造・盗難カードによる被害防止のため生体認証機能付ICキャッシュカードへの切り替えをお願いしております。
 - (3) キャッシュカードの管理
キャッシュカードの入った財布やバックを車内等に放置しないでください。
5. 被害に遭った場合の対応
身に覚えのない取引を確認した場合は、お取引店または下記お問い合わせ先にご連絡ください。

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電話】 0120-201862（照会コード：9）

※緊急の場合等、下記受付時間外をご希望の場合は、照会コード「0」

【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00（ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。）
なお、10月17日（土）、18日（日）は、平日同様9:00～17:00に受付いたします。

以上